

令和 2 年度

登別市財政的援助団体等監査報告書

登別市監査委員

登 監 第 1 1 5 号
令和3年3月30日

登 別 市 長 小笠原 春 一 様
登 別 市 議 会 議 長 工 藤 俱二雄 様
登別市教育委員会教育長 武 田 博 様
登別市選挙管理委員会委員長 和 田 卓 士 様
登別市農業委員会会長 逢 坂 裕 明 様

登別市監査委員 石 山 正 志
登別市監査委員 辻 弘 之

令和2年度監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

なお、監査の実施に当たっては、登別市監査基準に準拠した。

財政的援助団体等監査報告書

I 財政的援助団体監査

1 監査の期間

令和2年12月15日から令和3年3月26日まで

2 監査の対象団体

対象部局	補助金等の名称	団体名	交付額(円)
総務部	政務活動費	市民・前進	1,540,000
		市政クラブ21	1,088,068
		公明党	660,000
		日本共産党	227,964
		市民ネットワーク	86,638
	登別市留学生支援補助金	日本工学院 北海道専門学校	10,044,000
観光経済部	漁業近代化資金利子補給金	北海道信用漁業協同組合 連合会	232,434
		いぶり中央漁業協同組合	168,630
	ホッキ空貝処分事業補助金	いぶり中央漁業協同組合	186,700
	登別漁港維持管理事業補助金	いぶり中央漁業協同組合	270,000
	鷺別漁港維持管理事業補助金	いぶり中央漁業協同組合	135,000

3 監査の方法

令和元年度補助金等執行分の会計、その他事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、要綱・要領等から決定通知書、実績報告書等の一連の関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

なお、辻弘之監査委員は、監査の範囲のうち政務活動費に関する部分については、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

4 監査の結果

監査の結果、財政的援助団体に係る事務処理状況は、おおむね良好に執行されていると認められたが、事務執行の一部について改善を望む事項があった。

【総務部】

《政務活動費》

政務活動費は、条例等に基づき、会派が行う調査研究、研修等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対し交付されている。

今回の監査では、領収書の一部に「宛先」や「内訳」の不明瞭なものが見受けられたほか、政務活動費の使途について、規則・要綱等ではなく「申し合わせ事項」で規定しているものが見受けられた。

近年、全国の地方議会で政務活動費の不適切支出等が指摘されており、使途内容の具体的な説明責任が不可欠となっている。特に支出については「充当できる経費」と「充当できない経費」に分けるなど、あらかじめ誤解を与えやすい経費について注意を喚起することが重要である。

政務活動費は、議会の自立性を尊重して運用されるものであり、各会派の良識と責任によって使用されるべきであることから、「運用指針（手引き）」等の作成の検討を議会へ働きかけるなど透明性を確保するよう望むものである。

II 公の施設の指定管理者監査

1 監査の期間

令和2年12月15日から令和3年2月25日まで

2 監査の対象団体

対象部局	対象施設	指定管理者	指定期間及び 令和元年度委託料 (円)
市民生活部	登別市 若草つどいセンター	登別市若草つどいセンター管理委員会 委員長 南 行雄	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日 2,038,704円
都市整備部	亀田記念公園 若草中央公園 富岸公園 新川公園 らいば公園 川上公園(Aゾーン)	登別造園工事業協同組合 理事長 小笠原 行雄	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日 35,864,027円
教育委員会	岡志別の森運動公園 川上公園(Bゾーン)	北海道曹達株式会社幌別事業所 所長 狩野 敦彦	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日 12,454,259円

3 監査の方法

所管グループに提出を求めた監査資料及び協定書等の資料に基づき書類審査をするとともに、関係職員から説明を聴取した。

また、現地監査については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため実施を見送った。

4 監査の結果

【市民生活部】

《登別市若草つどいセンター》

監査の結果、施設の管理等に関する業務、会計に関する事務については、おおむね適正に行われていると認められた。

【都市整備部】

《亀田記念公園・若草中央公園・富岸公園・ 新川公園・らいば公園・川上公園（Aゾーン）》

監査の結果、是正すべき点が見受けられた。

経理簿について、予算残額の多数に計算誤りが見受けられたほか、収支決算書の支出の部について、遊具購入費として支出がないにもかかわらず事業実施経費

の内訳として記載するなど、事業報告書における複数の誤りが見受けられた。

これは、所管グループにより実施されるべき事業報告書の精査が不十分だったためと考えられる。

事業報告書の受理後の取扱いは、市の公の施設の指定管理者の指定に関する事務処理要綱において、内容を精査した上、施設の所管部長まで供覧、必要に応じて業務内容に関する指導、調査・指示等を行うことと定められている。

所管グループは、事業報告書を十分精査し、必要に応じて指定管理者に対する指導・指示を徹底されたい。

【教育委員会】

《岡志別の森運動公園・川上公園（Bゾーン）》

監査の結果、施設の管理等に関する業務、会計に関する事務については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、所管グループにおける事業報告書等の文書の管理体制に不備が認められたため、組織内における管理体制の改善に努められたい。